

個別課題について

(生活保護制度関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
1	福祉事務所における新たな支援に係るケースワーカーと関係機関との効果的な連携方策のあり方に向けた調査研究事業	<p>社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)において、多様で複雑な課題を抱える被保護者に対して個別の専門的な支援を行うためには、福祉事務所やケースワーカーが、関係機関と円滑に連携し、適切に役割分担をしながら支援に取り組むことが不可欠であり、関係機関間での役割分担を明確化した被保護者の援助に関する計画の策定や、関係機関との間での支援の調整や情報共有を行うための会議体の設置の必要性が指摘された。これらの指摘を踏まえ、ケースワーカーと関係機関の連携に関する現状と課題等を把握するとともに、社会福祉法上の支援会議等の取組事例を参考にしつつ、ケースワーカーと関係機関の連携の効果的な実施方法、新たな計画の具体的な内容等を整理するための調査研究事業を実施する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ① ケースワーカーと関係機関の連携等に関する実態調査 (内容) ケースワーカーと関係機関の連携等に関する現状について調査分析を行う。 (方法) 福祉事務所に対するアンケート調査(悉皆)及びヒアリング(抽出) ② ケースワーカーと関係機関の連携等に関する効果的な実施方法等に関する研究 (内容) 上記①の調査結果等を踏まえて、ケースワーカーと関係機関の連携等に関する効果的な実施方法や課題等(支援関係機関間による効果的な連携体制の構築に向けてケースワーカー、関係機関の果たすべき機能、計画策定、会議体設置・運営の効果的・効率的な手法等)をとりまとめる。 (方法) 有識者等を構成員とする委員会を開催し、当該委員会において上記の進め方についての検討を行う。 なお、①②について、社会福祉法上の支援会議等の取組事例も参考とすること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) ケースワーカーと関係機関の連携に関する具体的な手法(計画策定、会議体の運営)等について報告書(各自治体における取組方法を事例集として取りまとめたものを含む)としてまとめたものを成果物とする。成果物については、具体的な制度設計において活用できるものとする。</p>	1,000万円
2	医療扶助における都道府県のデータ分析に基づくPDCAサイクル実践に関する調査研究事業	<p>社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)において、医療扶助の更なるガバナンス強化に向けて、都道府県が広域的な観点から、市町村に対してデータ分析や取組の評価等に係る後方支援を行っていく必要性が指摘されている。しかし、都道府県には、医療扶助におけるデータ分析に基づくPDCAサイクルの実践ノウハウは十分に蓄積されていない。加えて、国としても、都道府県に対する支援に取り組むことが重要であることも指摘されている。</p> <p>そこで本研究では、全ての都道府県が、質の高いデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進し、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、国が提供しているレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)を活用した集計データを含む健診・医療等の情報を「見える化」するための分析ツールを作成するとともに、データ活用マニュアルを作成する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ① 各都道府県における健診・医療等データの活用状況を調査し、課題を整理する。 ② ①を踏まえ、国が提供している集計データを含む健診・医療等情報を活用して、地域差、経年変化等を「見える化」するツールの作成と、具体的なデータの読み解き方を整理したデータ活用マニュアルの作成を行う。 本ツール等の作成に当たっては、医療保険等の関連施策での取組を参考にするとともに、地域での活用のしやすさに十分配慮したものとする。 ③ 国が提供している集計データの精査を行い、追加で集計すべき項目等の提案を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 健診・医療等情報の「見える化」ツール及びデータ活用マニュアルの作成、その他上記に関する内容について報告書としてまとめること。 なお、分析ツールやデータ活用マニュアルについては、都道府県向けの研修において活用できるものとする。</p>	1,200万円

3	被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究事業	<p>令和3年度の地方分権提案において、被保護者の居所不明による保護の廃止に係る取扱いの明確化を求められている。</p> <p>本件については、現在、令和4年度社会福祉推進事業において、取扱いを明確化することを検討するため、まず自治体における現状の上記事務の実態について、詳細を悉皆調査・分析しているところ。</p> <p>令和5年度は、令和4年度に実施した事業の成果等を踏まえつつ、法制的・専門的な観点等から検討を行い、被保護者が居所不明になった場合の具体的な事務の取扱いを整理することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 令和4年度に実施した事業の成果等を踏まえつつ、被保護者が居所不明になった場合の対応について、学識経験者や制度関係者(主に自治体)等で構成される検討委員会を設置し、法制的・専門的な観点等からの検討を行い、必要に応じて実態調査を行うなどして、具体的な事務の取扱い等を検討すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 上記の検討結果等について整理・分析を行い、報告書を作成すること。報告書の内容については、好事例の紹介を盛り込み、受給者の保護と適正な事務処理のあり方に関する検討材料として活用できるものとする。</p>	1,000万円
4	福祉事務所等における情報照会の活用支援に関する調査研究事業	<p>生活保護業務におけるマイナンバー情報連携による情報照会は、番号法等に基づき各実施機関の判断のもと実施されているところだが、実施機関によっては、情報連携自体の理解が不十分であること等を理由に情報照会を全く実施していないなど、その活用度合いに差異が生じており、令和4年10月に、会計検査院から改善を求める指摘を受けている。生活保護業務におけるマイナンバー情報連携による情報照会は、事務の省力化が期待できる等、保護の効率的・効果的な実施等にあたって重要であり、困窮保護部会における「中間まとめ」においても、積極的活用が必要とされている。</p> <p>このため、実施機関の情報照会の実施状況を把握するとともに、実施機関で活用できる平易なマニュアル及び都道府県が実施機関に対して行う研修で活用する研修素材を作成し、実施機関でのマイナンバー情報連携の更なる活用促進、ひいては実施機関における事務負担の軽減に資することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ① 全実施機関へのアンケート調査及びヒアリングを実施し、マイナンバー情報連携の実態を把握。各自治体のシステム環境の違いに留意したうえで、行政分野別の情報照会の活用事例(※1)の収集に加え、現に情報照会を行っていない背景や、情報照会を活用する際の課題等を把握する。同時並行で、主要な生活保護システムベンダ、統合宛名管理システムベンダ、その他関係機関等へのヒアリングも併せて実施する。 ※1 年金情報、地方税情報等の情報照会における業務フロー等 ② ①を踏まえ、マイナンバー情報連携をより多くの実施機関で活用してもらうための効果的な方策を分析した上で(※2)、実施機関に対して周知すべき情報や、都道府県が各実施機関に対して研修を行う際に必要となる情報等を整理する。 ※2 必要に応じ、総務省・デジタル庁や、番号照会に係る有識者に対する協議等も実施</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) ① 生活保護業務におけるマイナンバー情報連携に関する実施機関で活用するための平易なマニュアルを作成する。好事例の紹介や、情報照会を行う際の具体的な事務処理上の留意点(※3)を調査目的や行政分野別に整理するなど、各実施機関における生活保護業務の実務で効果的・効率的に活用できるものとする。 ※3 照会項目ごとの具体的な情報の整理や、セキュリティ上の留意点の整理等 ② 都道府県が実施機関に対して行う研修で活用できる研修素材を作成すること。 ③ 上記内容を報告書としてまとめ、各実施機関において情報連携を活用する際の参考とする。</p>	800万円

(地域福祉関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
5	民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究	令和4年12月に、3年に1度の民生委員(児童委員を兼ねる)の一斉改選が行われ、民生委員の定数に対する委嘱数(充足率)は、前回改選結果より1.5%低下した。充足率は全国的に中長期的な低下が続いており、多くの自治体において民生委員の担い手確保が喫緊の課題となっている。このため、各自治体における円滑な民生委員の担い手確保を推進するための調査研究を行う。	1. 具体的内容・手法 ① 各自治体における民生委員の担い手確保に関する課題、民生委員の業務内容・業務量等の実態を把握するため、都道府県及び市町村、民生委員を対象にしたアンケート調査を実施する。 ② ①の実態把握とともに、一部の自治体を対象に民生委員の担い手確保に向けた取組や課題等についてヒアリング調査を行い、担い手確保に有益と考えられる取組を整理する。その上で、特に充足率に課題のある自治体を対象に担い手確保に効果的と考えられる取組を試行的に実施する。 ③ 併せて、民生委員の担い手確保を推進するための議論を行う検討会を設置し、現役世代など多様な主体が民生委員活動に参加できるようにする方策、民生委員活動の業務負担軽減の方策、民生委員活動を支える体制のあり方等について検討を行う。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 上記①の実態把握の整理、②の試行的取組の内容と課題、③の検討結果について報告書としてまとめる。 なお、本調査研究結果は、今後、国の予算要求や民生委員制度の運用見直し等に活用することを想定している。また、報告書を各自治体や民生委員等の関係団体・関係機関に広く周知し、その活用を促すことで、各自治体等における民生委員の担い手確保の取組を推進する。	1,500万円

6	ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業	<p>ひきこもりが社会問題となっている中、厚労省においては、ひきこもり状態にある方やその家族への支援の充実のため、現在、基礎自治体(市区町村)によるひきこもり支援体制の構築を進めている。</p> <p>一方、支援現場や関係者の指針とされているものとして、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業)」があるが、これは、思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究として策定され、主に精神保健・医療・福祉・教育等の専門機関向けの内容となっている。</p> <p>また、策定後10年以上経過する中、その後、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化してきており、現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所等職員等が拠り所とすべき新たな指針が求められている。</p> <p>このため、現在、体制整備を進めている基礎自治体における取組状況も踏まえつつ、ひきこもり支援に関わる方々が、活用可能な支援マニュアルの策定に向けた検討をおこない、ひきこもりの方やそのご家族が抱える多様な課題に対し、丁寧に寄り添った支援ができるよう、支援体制の充実を目指すもの。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 基礎自治体でひきこもり支援に携わる職員等の属性、経験、資格等を把握し、マニュアルとして必要な情報の整理を行うこと。</p> <p>② 都道府県・指定都市・基礎自治体におけるひきこもり支援対象者の多様な状態像を集約し、類型化するとともに、それぞれの類型に対応した支援内容や、対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討すること。</p> <p>③ 基礎自治体の職員等が相談支援等において活用可能なマニュアル作成に向け、必要項目を検討し整理すること。</p> <p>2. 検討委員会及び作業部会の設置について</p> <p>① 本マニュアルを検討・策定するにあたり、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、医師、専門家、実践者、当事者及び家族団体等からなる「検討委員会」を設置し、当事者及び家族に寄り添う支援を実践するためのマニュアル骨子案を策定するものとする。なお、マニュアル骨子案には②に記載する「作業部会」での検討を踏まえた内容とする。検討・策定したマニュアル骨子案については、自治体等へ提供し意見を求め、改善案等の検討も行う。</p> <p>② 本マニュアルで示す支援対象者の多様な状態像などの必要な情報については、各自治体への悉皆調査により明らかにすることとし、そのための効果的な調査の手法やポイントなどの検討、さらに得られた調査結果から、どのような状態像に絞ってマニュアル化するのかなどの詳細について議論するため、自治体職員、支援者、当事者及び家族団体等による「作業部会」を設置し、自治体・関係者への照会から集約、類型化等の作業を行う。</p> <p>3. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>ひきこもり支援にかかる支援者向けマニュアルの策定にむけ、その内容を項目として整理し、令和5年度のマニュアル策定に向けた骨子として作成し、報告書としてまとめてもらう。その骨子をベースとして、さらに関係者と協議を継続し、マニュアルの策定を進めるほか、国におけるひきこもり支援のあり方を検討する上の基礎資料としたり、都道府県・指定都市・基礎自治体への意見照会等に活用する。</p>	1,500万円
---	---------------------------------	--	--	---------

7	ひきこもり支援における支援者支援の手法に関する調査研究事業	<p>ひきこもり支援対象者の抱える課題は複雑・複合化しているとともに、セルフネグレクトの方への対応など、長期的な視点での支援が求められる。一方で、支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。そのため、市町村におけるひきこもり支援の拡充を効果的に進めるためには、支援者自身を支援する仕組みづくりが必要不可欠。既に一部の自治体、ひきこもり地域支援センター、地域関係団体等のネットワーク等において実施されている、支援者支援の取組例や、令和4年度においてとりまとめられた、「支援者支援のあり方」等も踏まえ、今後の支援者を支援するための有効な手法や具体的な手順などについてまとめ、ひきこもり支援現場の充実・強化を図る。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 令和4年度にとりまとめられた、支援者支援のあり方を踏まえ、学識経験者(福祉・保健・医療・心理)及び実践者による検討委員会を設置し、今後の支援者支援のための、有効な手法について検討すること。</p> <p>② 都道府県・指定都市単位で実践できる支援者支援の手法について、具体的な手順や、チェックリストなどの必要な書類など検討・作成し、支援者支援に係るガイドとして作成すること。</p> <p>③ 上記のほか、支援者支援に活用できる講師、スーパーバイザーに関する情報を集約のうえ整理し、一覧にしたうえで、都道府県・指定都市が活用可能なデータベースとして展開すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>ひきこもり支援における支援者支援に係るガイドとして作成し、報告していただくとともに、都道府県・指定都市への情報提供を図る。また、作成したガイドやデータベースは今後の国による委託研修や各自治体における研修での活用を図る。</p>	1,200万円
---	-------------------------------	---	--	---------

(生活困窮者自立支援制度関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
8	自治体における住まいに不安を抱える生活困窮者の効果的な把握手法及び居住支援の効果高める連携手法等のあり方に関する調査研究	<p>自治体の居住支援の取組を推進するにあたっては、そもそも自治体においてどのような居住支援のニーズがあるのか把握することが課題になっており、令和4年12月にとりまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」において指摘がなされている。そのため、自治体において管内の居住支援ニーズを属性や量的に把握する必要があるため、効果的な把握手法について調査研究を行う。</p> <p>また、特に居住支援ニーズが高いと考えられる住居確保給付金の受給者等の抱える様々な課題(就労、家計、債務、経営、住み替え等)に対応するため、公共職業安定所、家計改善事業、法テラス、よろず支援拠点、居住支援法人等との効果的な連携手法や事例収集に向けた調査研究を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>○一時生活支援事業(シェルター事業及び地域居住支援事業)の実施の検討にあたっては、管内の居住支援ニーズの把握が必要であるが、各自治体におけるニーズ把握方法について、アンケート及びヒアリングを行う。</p> <p>○住居確保給付金の受給者等の実態や受給者等の支援にあたっての関係機関との連携の状況について、アンケート及びヒアリングを行う。</p> <p>○生活困窮者自立支援統計システム等をはじめとした統計情報をもとに、管内の居住支援ニーズの把握手法の構築を検討する。</p> <p>○上記の結果等を踏まえ、有識者から構成される検討会において居住支援ニーズの効果的な把握手法や、住居確保給付金の受給者等への居住支援の効果高める連携手法等について検証を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>○居住支援ニーズの把握手法について自治体に周知し、事業実施の検討に活用する。</p> <p>○住居確保給付金の受給者等への居住支援の効果高める連携手法等の好事例について横展開を行うとともに自治体事務マニュアルの改正の検討材料に活用する。</p>	1,000万円

9	自立相談支援機関における支援体制の強化に資する取組に関する調査研究	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自立相談支援機関の相談件数は急増し、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の多様な相談者層が顕在化したことを背景に、令和4年12月にとりまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」において、自立相談支援機関の支援体制の強化が必要と指摘されている。</p> <p>そのため、こうした多様な相談者層の支援ニーズに適切に対応できるよう、自立相談支援機関の支援体制の強化に資する取組の調査研究を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ○自治体の先進的な取組を把握するため、以下の3つのテーマに関する取組について、アンケート調査やヒアリング調査を行う。 ①良質かつ多様な委託先を確保するための委託先の選定方法(質を踏まえた評価選定、複数年度契約、コンソーシアムの活用等) ②ICTを活用した効果的な取組(オンライン相談や関係機関との情報連携体制の強化に資する取組など) ③SNS等による効果的な制度の広報</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) ○1の調査結果を基に、良質な委託先を確保するためのガイドラインの作成するとともに、ICTを活用した困窮者支援やSNS等による効果的な制度広報に関する好事例の横展開を行う。</p>	1,000万円
10	生活困窮者自立支援制度の事業評価の方法及び帳票類の標準化に関する調査研究事業	<p>生活困窮者自立支援制度全体の事業評価について、各自治体が自らの事業を評価できる方法に関して調査研究を行う。</p> <p>また、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の中間とりまとめにおいても、必須事業化する方向で検討することとされており、統計データの標準化及び任意事業の効果を図るため、全国で統一的に使用する帳票の整備を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ○自治体で活用している評価方法を把握するため、アンケート調査及びヒアリングを行い、有識者等による検討会において制度全体の評価手法について検証を行う。 ○また、評価に当たり、必要なデータを把握するとともに、そのデータを収集するための帳票を検討するため、自治体に対し利用している帳票やデータ収集項目等についてアンケート調査やヒアリングを実施する。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) ○各自治体において事業を適切に評価し、必要な運用の見直しにつなげられるよう評価方法を提示する。また、研修等において活用する。 ○全国統一の帳票を作成することにより、全国の動向及び自治体におけるデータ分析に活用するとともに、自立相談支援機関等の窓口における効果的・効率的な相談に活用する。</p>	1,200万円

11	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付におけるオンライン化に関する調査研究事業	生活福祉資金貸付事業における利用者の利便性の向上や実施主体である社会福祉協議会の事務負担の軽減等の観点から、オンライン申請のために必要なシステム構築に向けた調査研究を行う。	1. 具体的内容・手法 ○令和4年度社会福祉推進事業において、生活福祉資金貸付事業におけるオンライン化に向け、当該事業に伴う業務の洗い出しを行った上で、オンライン化に関する課題・ニーズを整理し、目指すべき方向性を整理したところである。 ○上記の整理を基に、有識者や社会福祉協議会等による検討会を開催し、社会福祉協議会が貸付業務を行う上で必要なオンライン化をするための具体的な導入手順の検討や、導入コストの検証を行う。 2. 成果物及び活用方法(施策への反映) ○生活福祉資金貸付事業におけるオンライン化に向けた具体的なスケジュールを作成し、令和7年度以降の施策の検討材料として活用する。	1,000万円
----	--------------------------------------	--	---	---------

(成年後見制度利用促進関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
12	日常生活自立支援事業の適正かつ効果的な利用に関する調査研究事業	<p>認知症など判断能力が不十分な者については、日常生活自立支援事業の利用が必要であっても、自らの認知機能・生活力を過信(病識低下)し、地域生活の継続のために必要な金銭管理等のサービスを利用しない(働きかけでも利用につながらない)という実態がある。</p> <p>一方で、金銭管理や書類の管理等は問題なくできるが、単に利便性の観点から金銭管理等のサービスを継続的に利用しているケースや、一部の地域では、同事業の利用を生活保護の受給要件とした不適切な運用等があることや、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、同事業から成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。</p> <p>こうした実態を踏まえ、客観的な根拠をもって、①金銭管理等が必要な者を適切に利用につなげる観点、②不適切な利用を是正する観点、③サービス利用後にIADLや認知機能が低下(回復)した場合に、成年後見制度その他の適切なサービスへの移行を促せるようにする観点等から、現に日常生活自立支援事業を利用している者やその利用を希望する者の生活行為その他の遂行能力の情報収集・評価をした上で、同事業の支援の必要性を判断する評価スケールを開発し、権利擁護支援を必要としている人がその残存能力・置かれた状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするとともに、同事業の利用の適正化を図ることを目的とする。</p>	1. 具体的内容・手法 <具体的内容> 認知症など本人が支援の必要性を認識することが難しい判断能力が不十分な者を対象とした日常生活自立支援事業について、当該事業利用の必要性(金銭管理、書類管理、郵便物の確認その他の生活行為工程の支援の必要性)を判断する評価スケールのプロトタイプを作成した上で実証分析を行い、現場の実態に即した実効性のある「評価スケール(仮称)」を完成させる。 <具体的手法> 医療関係者、学識者、関係機関職員等で構成される検討会を設置し、評価スケールのプロトタイプの作成、実証分析を行うフィールド自治体の選考、実証分析の実施及び実施後の評価スケールの開発等の検討を行う。 ① 検討会にて「評価スケール」のプロトタイプの検討・作成を行う。 ② フィールド自治体にて「評価スケール」のプロトタイプを用いた実証分析を行う。(日常生活自立支援事業の利用を希望する者等の生活行為能力の情報収集・評価) なお、フィールド自治体(最大5自治体を想定)における情報収集の対象者数は、検討会において有識者の知見をかりて、事業の利用対象者である認知症高齢者、精神障害者、知的障害者のそれぞれの必要人数を検討する。情報収集は、主としてヒアリング、アンケートにより行う。 ③ 実証分析後に検討会で議論を行い、所要の改善を加えた上で、「評価スケール(仮称)」を完成させる。 ④ 完成した「評価スケール(仮称)」を活用するための方策の検討を行う。 2. 成果物・活用方法(施策への反映) <成果物> ① 「評価スケール(仮称)」及び「評価スケール(仮称)」の使用・評価の留意点・着眼点等に関する手引き <活用方法> ② 日常生活自立支援事業の契約締結プロセスにおいて、①を活用した評価を導入することができるよう、都道府県社協、市町村社協に対して効果的な周知を行うとともに、日常生活自立支援事業に関わる都道府県社協や市町村社協の専門員等を対象とした説明会を実施するものとする。 <施策への反映> 権利擁護支援を必要としている人がその残存能力・置かれた状況等に応じた適切な支援を受けられるようになるとともに、日常生活自立支援事業の利用の適正化を図ることが可能になる。	1,200万円

(地域共生関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
13	社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究	<p>社会福祉法第106条の3において、地域生活課題の解決に資する包括的支援体制を整備することが、市町村の努力義務となっている。</p> <p>行政が包括的な支援体制を整備するための一つ的手段として、社会福祉法第106条の4に重層的支援体制整備事業が定められているが、重層事業はあくまでも任意に実施する事業であり、例えば地域包括ケアシステムを全世代型にするなど、重層事業以外の方法により包括的支援体制の構築を目指している自治体も存在する。ただし、こうした自治体における体制のあり方は様々であることから、実態を網羅的に把握できていない。</p> <p>また、住民主体の地域活動については、例えば寄付やクラウドファンディング、ふるさと納税等、多様な財源を活用して実施されている例もあると承知しているが、こうした実態について網羅的に把握できていない。</p> <p>本調査研究では、こうした状況・課題等を把握し、制度横断的な機能の範囲を確認することにより、包括的支援体制の構築に必要な要素を明らかにするとともに、包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業の効果的な関わり方を明確化することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①包括的支援体制の多様なあり方に関する実態調査 (内容) 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村を中心に、包括的支援体制がどのように構築されているか、現状や課題を把握するとともに、制度横断的な取組の範囲について調査分析を行う。 (方法) 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村や、各種団体に対するアンケート調査及びヒアリング</p> <p>②包括的支援体制の構築に必要な要素に関する研究 (内容) 上記①の調査結果等を踏まえて、重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的支援体制が構築されている市町村において、連携・協働の体制づくりがどのように行われているか、どのような財源で事業等が実施されているか、包括的支援体制の構築に必要な要素はなにかという点について研究する。また、あわせて、重層事業未実施自治体の課題等から、包括的な支援体制の構築に向けた重層事業の効果的な活用方法や、重層事業を実施する上での課題等についても研究する。 (方法) 有識者等を構成員とする委員会を開催し、当該委員会において検討を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>①の成果物及び活用方法 各自治体における取組方法や、住民主体の地域活動のあり方を事例集としてまとめる。当該事例集については、広く自治体に参考配布するとともに、厚労省HP等にも掲載し、各自治体で包括的支援体制の構築に取り組む際の参考として活用いただく。</p> <p>②の成果物及び活用方法 行政、住民主体の地域活動の両面から、包括的支援体制の構築に向けて必要な要素について報告書としてまとめ、①の事例集とともに自治体等への配布を行い、各自治体における事業実施の参考として活用いただく。 また、制度改正を要することが判明した場合は、社会福祉法の改正に向けた考慮要素とする。</p>	1,400万円

14	包括的支援体制の構築に向けた研修のあり方に関する調査研究	<p>社会福祉法第6条3項において、国及び都道府県は、市町村の重層的支援体制等の包括的支援体制の整備が適切かつ円滑に行われるよう「必要な助言、情報提供その他の援助を行わなければならない」とこととされているが、都道府県における取組状況にはばらつきがある。</p> <p>国においては自治体職員や委託事業者に対する人材養成研修を実施しているが、都道府県においても、市町村に対する効果的な研修が実施できるよう、また、市町村内で実施する研修にも活用できるよう、標準的な研修カリキュラム等を作成し、包括的支援体制の構築に資することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 現在、国において実施している、自治体職員や委託事業者を対象とした人材養成研修の内容の振り返り等を行い、多機関の協働に向けた人材を養成するための効果的な手法についてとりまとめる。</p> <p>② 都道府県が市町村に対して実施している研修の状況を調査し、現状と課題についてとりまとめる。</p> <p>(方法) 都道府県に対するアンケート調査及び有識者へのヒアリング</p> <p>③ ①、②を踏まえ、包括的支援体制の構築に求められる研修のあり方(研修体系を含む)について検討すること</p> <p>(方法) 有識者等を構成員とする委員会を開催し、当該委員会において検討を行う。</p> <p>④ 標準的な研修プログラムや教材の作成を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>包括的支援体制の構築に向けた研修体系や標準的な研修カリキュラムの提示及び研修教材の作成、その他上記に関する内容について報告書としてまとめる。</p> <p>当該報告書については、都道府県をはじめとした自治体に広く参考配布するとともに、厚労省HP等にも掲載し、各自治体で包括的支援体制の構築に取り組む際の参考として活用いただく。</p>	1,000万円
----	------------------------------	---	--	---------

(社会福祉法人関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
15	社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業	<p>令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度について、令和5年2月時点では10法人が設立されており、今後さらに事例を蓄積して普及していく段階にある。我が国は、これまで経験したことのない人口減少社会を迎える中、社会福祉法人は、引き続き地域の福祉ニーズへの対応をしていく使命を果たすため、自らの経営基盤の強化が求められる。そうした社会福祉法人の経営基盤の強化のための一方策である連携推進法人について、制度施行初期から積極的な活用を推進することが重要である。そのため、連携推進法人を含む社会福祉法人の連携・協働に係る具体事例を分析しつつ、各地域における活用の促進に資する効果的な手法を研究する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>既設の連携推進法人に加え、認定実績のある認定所轄庁や地域において連携・協働しているグループ(150程度を想定)に対するアンケート調査を行うとともに、地域・人口等をバランスよく抽出した20グループ程度に対するヒアリングを行う。</p> <p>①地域共生社会の実現に向けた連携推進法人を含む社会福祉法人の連携・協働について、以下のような観点も踏まえつつ好事例集を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容や事務局の運営方法、設立資金、会費等のデータ整理 ・地域の実情や事業種別、連携の目的等を踏まえた体系化 ・設立メリット(地域貢献、満足度、社員への効果等) ・地域協議会の活用 <p>②認定申請手続きのマニュアル化(認定所轄庁の活用も視野)</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>国において連携推進法人を含む社会福祉法人の連携・協働の普及推進のための基礎資料として活用するとともに、法人や自治体において連携推進法人を含む社会福祉法人の連携・協働を検討するための資料として活用。</p>	1,000万円

16	社会福祉法人の事業譲渡のあり方に関する調査研究事業	<p>社会福祉法人が行う事業譲渡(譲渡又は譲受)について、希望する法人が事務手続き等を円滑に実施できるよう、令和2年度に「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」及び「合併・事業譲渡等マニュアル」を策定した。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、昨今、社会福祉法人の合併・事業譲渡の状況にも変化が生じているものと考えられる。こうした状況下においても、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を継続する必要があることから、本調査研究事業において、本ガイドライン等を踏まえた法人の事業譲渡の実態等について調査した上、安全に事業譲渡等を行うためのガイドラインの改訂等の必要な対応について研究するものである。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 所轄庁を通じて得られた情報等により合併・事業譲渡を実施した法人を特定し、所轄庁・法人に対してヒアリング・検証を行う。 ①コロナ・物価高騰前後の合併・事業譲渡の実施件数の推移の検証、実施原因の体系化 ②実施法人における法制上必要な手続きやガイドラインに定める手続きの実施実態の検証 ③安全に事業譲渡等を行うためのさらなる手段の保証に係る検証 ④その他①の体系別に必要な措置の検証</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 法制上やガイドライン等で必要な対応を検討するため、1における検証結果を活用する。</p>	1,000万円
----	---------------------------	--	--	---------

(福祉・介護人材関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
17	自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現に向けては、個別的・包括的な相談支援や、地域の中で適切な支援につなぎ、コーディネーターの役割を果たすソーシャルワーカー等の確保が必要とされている。</p> <p>一方で、自治体等においては、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等を始めとした福祉専門職の採用・活用が広がりがつつあることが指摘されるものの、全国規模での数量的な把握等は行われておらず、実態が明らかとなっていない。</p> <p>本調査研究では、自治体等における社会福祉士等福祉専門職の採用・活用の状況等実態を把握し、将来必要とされることが見込まれる社会福祉士等ソーシャルワーク専門職の将来推計に関する検討を行うことを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 自治体等における社会福祉士等福祉専門職の採用数、採用分野、担当業務等の経年的変遷と現状に関する調査。</p> <p>② 人口規模等による地域差や、分野ごとに見られる福祉専門職の採用の特徴、成果と課題等の分析。</p> <p>③ 地域共生社会の実現に向けて、自治体等において必要とされる社会福祉士等ソーシャルワーク専門職の将来推計に関する算出方法・算出モデルの検討。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の成果をもとに社会福祉士等ソーシャルワーク専門職の必要数の将来推計に関する算出方法等を整理し、報告書にまとめること。</p>	400万円
18	在留資格「介護」の実態把握等に関する調査研究事業	<p>平成29年9月に施行された在留資格「介護」の在留者数は5,339名(令和4年6月末時点)。令和2年4月より実務経験ルートが追加されてから、既に技能実習生や1号特定技能外国人においても実務経験3年を超える者も出始めており、そうしたことから今後も増加が見込まれる状況にある。</p> <p>在留資格「介護」による在留者は、介護福祉士国家資格の有資格者として、今後の介護現場における外国人介護人材として中核的役割を担うことが期待されているが、現状の実態がまだ明らかでない部分があり、より一層の活躍支援に向けた方策を検討していくことが必要である。</p> <p>令和4年に実施した「在留資格「介護」の実態把握及び活躍支援に向けた調査研究事業」においては、一定の活躍状況に対する好事例の収集については成果を上げることができたが、アンケートにおける周知等に課題があり、サンプル数が十分ではなかったことからアプローチ手法を再考(都道府県単位の関連組織を活用した戦略的な実態調査の実施等)の上、より実態に即した把握を行うことが重要と考える。</p> <p>従って本事業では、改めて実態把握を行い、介護福祉士として働く外国人介護人材の活躍のあり方について調査を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 在留資格「介護」による在留者について、在留資格取得までの経緯や現在の就労状況等について、受入施設等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査による実態把握を行う。</p> <p>※特にアンケート調査の実施にあたっては、多くの事業所等から回答が得られるようにその周知方法について工夫すること。</p> <p>② 学識経験者や介護事業者、当事者である外国人介護福祉士等による検討委員会を設置し、①の結果を踏まえて、在留資格「介護」の介護現場における役割や今後の活躍支援のあり方等について検討を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映方法)</p> <p>1による結果等を報告書やガイドブック等にまとめること。外国人介護職員や施設・関係団体等が参考となるよう広く周知等を図ること。</p> <p>調査結果で得られた情報については、今後の施策等の検討材料や基礎資料とする。</p>	500万円
19	企業等から福祉現場への人材供給に関する調査研究事業	<p>少子高齢化に伴い、介護需要の増加と生産年齢人口の減少があいまり、福祉・介護人材の不足が大きな社会問題となっている。福祉・介護人材の確保に当たっては、これまでも処遇の改善、職場環境の改善による離職防止、多様な分野からの参入の促進などに取り組んできたところ。</p> <p>統計データなどから離職率の低下など一定の成果が確認できている中で介護分野の有効求人倍率はいまだに高いレベルで推移しており、新規の参入を増やしていくための取り組みが必要になっている。</p> <p>そのため、民間企業などにおいて中高年層の早期退職や希望退職を募る流れが強まっていること、また、高齢者雇用確保法で企業等に課された70歳までの雇用確保の努力義務を踏まえ、このような方々に企業等で培った知識やスキルを福祉現場で役立ててもらおうスキームを確立するという目的のもと、実際にボランティアや出向を行うなどの実証実験を通して、中高年層に福祉人材として活躍してもらうための課題や可能性について整理・分析を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 対象者を選定し、実際に介護事業所等へのボランティアや出向など福祉の現場を経験することによる各々の経歴(事務職、営業職、技術職等)ごとの意識変容・環境への適合度合・現場での課題などについて整理・分析を行うこと。</p> <p>② ①を踏まえ、中高年層の福祉・介護分野へのキャリアチェンジのための有効なスキーム(募集方法、受け入れ事業所との調整、出向者・事業所(受け入れ、送り出し双方)側の心構え、出向者が行う事業の切り出し、出向後のフォロー等)について検討すること。</p> <p>③ 標準的なキャリアチェンジに向けた手引きの作成を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>中高年層の福祉・介護分野へのキャリアチェンジに向けた有効な手法の提示及び手引きの作成、その他上記に関する内容について報告書としてまとめること。</p> <p>なお、手引きや成果物については、各企業等における退職セミナーやセカンドキャリア支援等で活用できるものとする。</p>	400万円

20	社会福祉士学校養成所の既卒者に対する資格取得支援の在り方に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現に向けて、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の質的・量的拡充が必要とされている。一方、社会福祉士国家試験においては、受験資格を取得しながらも、国家試験を未受験であるか、不合格となった既卒者に対する支援が、ほとんど存在しないことが課題となっている。本調査研究では、これらの既卒者に対する有効な支援方法を検討するとともに、継続的な支援体制の整備の在り方に関して、調査研究を行うことを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ① 今後社会福祉士国家試験を受験することが見込まれる既卒者(以下「既卒者」という。)の資格取得に向けた取り組みの現状と課題、求められる支援内容等に関する意向等を調査。 ② 既卒者に対する社会福祉士国家資格取得に向けた具体的な支援策を検討し、研修会等の試行的実施とその評価、学習ハンドブックの作成等を行うこと。 ③ 既卒者に対する継続的な支援体制の在り方を検討し、ガイドラインを作成すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の成果を報告書にまとめるとともに、作成した学習ハンドブックやガイドラインを関係機関(学校養成所や社会福祉法人等)に配布すること。</p>	400万円
21	根拠に基づく介護実践を推進するための介護福祉士養成課程における介護過程教育のあり方に関する調査研究事業	<p>現在、介護現場では、LIFE(科学的介護情報システム)の導入により、根拠に基づく介護実践を推進しており、令和4年度の社会福祉推進事業による調査研究事業では、LIFEの活用により、介護現場において、職員間でのアセスメントの視点や利用者情報の共有により、議論の活発化が図られたなど介護の質の向上に向けた変化がみられている。介護過程実践にLIFEを活用し、ケアの質を高めていくためには、介護現場においてLIFEでとらえる利用者の状態と生活の視点、ニーズを統合し、介護過程実践に活用できる介護福祉士の養成が必要である。本事業では、介護福祉士養成校の教員に対して介護過程教育内容、方法について調査により把握し、R4年度調査で示された、LIFEを活用した介護過程実践において介護職に求められる能力との比較を行う。そして、介護過程実践にLIFEを活用し、科学的根拠に基づく介護実践を実現するために必要とされる能力や実践力に対応した介護過程教育の具体的な学習内容、教育内容を検討し教育例の提示をする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 介護福祉士養成課程において、根拠に基づく介護実践において求められる能力や実践力に対応した介護過程教育を行うため、以下の事業を実施し、介護過程教育における教育内容の検討を行う。 ①委員会の設置 ②介護福祉士養成校に対する介護過程教育についての調査 ③LIFE(科学的介護情報システム)の視点を踏まえた教育実践例の収集 ④R3年度調査で整理された介護過程教育の方向性との比較をするとともに想定される教育内容の例を提示</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 介護福祉士養成校教員を対象とした教育事例集を活用した研修会の実施 なお、報告書及び教育事例集は、介護福祉士養成校に配布し介護過程教育で活用できるものとする。</p>	550万円
22	介護職種の技能実習評価試験における課題等の検証に関する調査研究事業	<p>平成29年11月に施行された介護職種の技能実習は、制度施行からその技能を評価する技能評価試験(初級試験・専門級試験・上級試験)が順次実施されているところである。その中で技能実習における介護技能の到達水準については、各号修了時において到達すべきレベルの定めがあるが、移転すべき技能については、それぞれの試験とのレベルの差異が殆どない状況であり、また、他の研修(初任者研修等)のレベル感とも整合性が取れているのか不明瞭である。令和4年度に漸く初級試験・専門級試験・上級試験の全ての試験区分が開始されたことを以て、それぞれ関連する各試験の習熟度・到達度等の検証が可能となったこととなった。また、現在、法務省において「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が開催されているところである。こうした点も踏まえ、本事業では、各試験区分等のレベルの違いについて検証を行い、技能評価試験の質の向上及び均質化を図ることを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ①現状の評価試験の内容や実施状況等を整理すること。 ②技能実習を行う実習実施者等に対してアンケート調査等を実施し、実態等把握する。 ②学識経験者(介護・福祉、教育、語学、試験評価システム等に一定の知見を有する者等)、制度関係者(実習実施者、監理団体等)等で構成される検討委員会を設置し、アンケート調査の内容や評価試験等について検討を行う。 なお、事業の実施にあたっては、外部評価の視点導入に留意すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映方法) ・アンケート・ヒアリング調査の結果や検討委員会での議論の結果を踏まえ、報告書にまとめること。 ・報告書に基づき、試験の質の向上等(例えば、ICTを活用した試験の実施の可能性など)や均質化を図る。</p>	750万円

(矯正施設退所者等支援関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
23	地域生活定着支援センターの活動基盤の充実等に資する官民協働等の効果的な支援ネットワークの構築等に関する調査研究	<p>犯罪をした高齢者・障害者の円滑な地域移行と地域定着には、地方公共団体等と協働するなどし、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な地域移行が行われるよう、地域の総合力を生かした事業実施が重要である。とりわけ、自宅等に居住する矯正施設退所者等への居住支援については、官民協働・多機関連携による支援ネットワークが十分に機能していない可能性等があり、センターの長期的な関与が課題となっていることから、実態調査、長期化の要因分析、好事例の収集、効果的な居住支援の標準化等を実施する。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業、自立支援協議会、地域ケア会議、地方再犯防止推進計画に関する会議体等といった官民協働・多機関連携による支援ネットワークの構築等の実態調査、好取組の収集等を行い、被疑者等支援業務等も含めた官民協働・多機関連携による支援ネットワークを活用した多様な支援モデルを示すとともに、効果的な支援ネットワーク構築等のプロセスを分野別等に分析し、各分野・各段階において取り組むべき事項等について標準化し、各地域での効果的な支援ネットワークの構築等に資することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 (1)居住支援に着目した実態調査及び効果的な居住支援の標準化 ア 先行研究を踏まえた上で、各センターにおいて実践している「自宅、アパート、公営住宅等」への居住支援に関して、現状の課題、居住支援法人等との連携による支援手法等も含めた居住支援等に係るアンケート調査等による実態調査を行う。 イ アの実態調査から居住支援協議会や居住支援法人等といった官民協働・多機関連携の基盤を活用するなどした好事例等を抽出した上で、センター、地方公共団体、関係機関、各種協議会等へのヒアリング調査等を行う。 ウ ア及びイに基づき、センターの長期的な関与の要因分析を行い、居住支援協議会や居住支援法人等を活用した官民協働・多機関連携の基盤を活用するなどした効果的な居住支援に係る多様な支援モデルを示すとともに、支援のプロセスを出口支援及び入口支援の業務別等に分析し、各業務の各段階において取り組むべき事項等について標準化する。 エ 全国各地において官民協働・多機関連携による効果的な居住支援が進展するよう、イによって収集した好事例等及びウで得られた知見等に関する報告会等を実施するなどし、全国に周知すること。</p> <p>(2)センターの活動基盤となる官民協働・多機関連携による効果的な支援ネットワークの構築等の実態把握と標準化 ア 各センターにおいて実践している重層的支援体制整備事業、自立支援協議会、地域ケア会議、地方再犯防止推進計画に関する会議体等といった官民協働・多機関連携の基盤を活用した支援手法や事例等について、業務別・分野別にアンケート調査等による実態調査を行う。 イ アの実態調査から地方公共団体との協働も含む官民協働・多機関連携の好事例等を抽出した上で、センター、地方公共団体、関係機関、各種協議会等へのヒアリング調査等を行う。 ウ ア及びイに基づき、重層的支援体制整備事業、自立支援協議会、地域ケア会議、地方再犯防止推進計画に関する会議体等といった官民協働・多機関連携の基盤を活用した効果的な支援ネットワークの構築の多様な支援モデルを示すとともに、構築のプロセスを分野別等に分析し、各分野・各段階において取り組むべき事項等について標準化する。 エ 全国各地において官民協働・多機関連携による効果的な支援ネットワークの構築等が進展するよう、イによって収集した好事例等及びウで得られた知見等に関する報告会等を実施するなどし、全国に周知すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の成果を具体的に報告書として取りまとめること。 なお、内容については、全国各地において、居住支援及び官民協働・多機関連携による効果的な支援ネットワークの構築等の進展に資するよう、センター、地方公共団体、関係機関、各種協議会等において、広く活用可能な標準化されたものとする。</p>	1,000万円

(自殺防止対策関係)

NO.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	上限額
24	自殺対策における地域連携包括支援体制の在り方に関する調査研究事業	<p>不安や悩みを抱える方は、個人の置かれた状況により、経済、雇用、暮らし及び健康問題等様々な問題を抱えている。しかしながら、支援機関における支援内容は、多岐にわたるとともに、地域の実情により地域資源が異なるなど、不安や悩みを抱える方にとっては、どのような支援が受けられるか、どこに相談すれば良いのか把握することは難しい。適切に支援するためには、不安や悩みの具体的な内容に応じて、わかりやすく明示していく必要がある。</p> <p>また、必要な支援につながりにくい人の多くは、様々な悩みや不安を複合的に抱えている場合も多く、このため、行政機関や民間団体等が連携し、包括的な支援を行う事が求められるが、その連携状況は、決して十分とは言えない。</p> <p>なお、昨年見直された、自殺総合対策大綱においても、地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援等の地域自殺対策強化が重要なポイントとされた。</p> <p>このため、地域における支援機関の相互の連携・協働の仕組みを構築を促進する観点から、各地域におけるニーズにあった支援内容等の情報の収集・整理を行い、具体的に取り組む支援内容に関する仕組み(パスツール等)を構築するための手法を提供することで、地域における自殺防止対策の向上に資することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 地域における支援内容は多岐にわたるが、「いつ」「どこで」「どのような」支援が受けられるのか、支援提供の流れを地域ごとにまとめた支援者連携パスツール(仮称)の作成に向けた検討を実施する。 ① 令和4年度の事業で得られた情報をもとに、顕在化された課題の把握、必要な対応について、検討会において協議・検討する。 ② ①を踏まえて、不安や悩みを抱える人を中心として、地域で支援に関わる人々がそれぞれの役割分担を行い、互いに情報共有をすることにより、今後の支援の目標や注意点を明確にし、チームで支えてゆくための具体的な取組に関する標準的な仕組み(支援者連携パスツール(仮称))作成の手引きの作成すること。 手引きには、これまで地域で培われてきた「不安や悩みを抱えている人を支える取り組み」を整理し、本人やご家族、地域住民に対して、不安や悩みに応じて体系的に紹介すると同時に、それぞれの支援の内容をわかりやすく示し、不安や悩みを抱えている人を地域でいかに支えていくかの事例を複数盛り込むこと。 ③ ②で作成した手引き案を検討会に諮るとともに、地方自治体が、より実践的・効果的に自殺防止対策を実施するために、地域における支援機能(コーディネート)のあり方について検討会にて協議・検討し、手引き案に意見を反映すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の結果に基づいて、手引きを作成。 なお、内容については、地方自治体及び民間団体等において、活用可能な汎用性の高いものとし、全国的な取組の横展開に資するものとする。 また、将来的には、成果物の活用状況によって、普及啓発に加え、予算事業での実施も検討したい。</p>	1,000万円

※ 別に定める社会福祉推進事業実施要領の別紙1「個別課題一覧」のうちNO.25「その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業」は公募しない。